

水産政策審議会の概要

1. 審議会の根拠規定： 水産基本法（平成13年法律第89号）（法第35条）
 2. 権限（法第36条）
 - （1）水産基本法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣等の諮問に応じ、本法の施行に関する重要事項を調査審議する。
 - （2）漁業法、漁港漁場整備法、漁船法、水産資源保護法、海洋水産資源開発促進法、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び内水面漁業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
 3. 委員
 - （1）定数： 30人以内（学識経験者）（法第37条）
 - （2）任命： 農林水産大臣が任命（法第37条）
 - （3）任期： 2年（令第3条）
 - （4）会長： 委員の互選により選任（令第4条）
 - （5）会長代理： 会長が指名（令第4条）
 4. 特別委員： 学識経験者のうちから農林水産大臣が任命（令第1条・第2条）
 5. 分科会

審議会に資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会を置く。（令第5条）

資源管理分科会： 水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係るものの調査審議等

漁港漁場整備分科会： 漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものの調査審議等
 6. 部会

審議会及び分科会に部会を置くことができる。（令第6条）

審議会に企画部会を置く。（議事規則）

企画部会： 水産基本計画の策定及び水産についての年次報告等に関する調査審議等

資源管理分科会にくろまぐろ部会及び資源管理手法検討部会を置く。（議事規則）

くろまぐろ部会： くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関する調査審議

資源管理手法検討部会： 漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関する調査審議
 7. 議事
 - （1）定足数： 委員の過半数（令第8条）
 - （2）議決数： 出席委員の過半数（令第8条）
 - （3）会議： 原則として公開（議事規則）
- （注）「法」水産基本法（平成13年法律第89号）
 「令」水産政策審議会令（平成13年政令230号）
 「議事規則」水産政策審議会議事規則